倫理規程　　第1版　　2005-10-17

（目的）

第１条　第三者評価事業に関する倫理について必要な事項を定めることにより、常に公正・中立な立場で評価事業を実施することを目的とする。

（使命及び責任）

第２条　福祉サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）に対しては、最適な福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）を選択できるようなサービス情報を提供し、また、事業所に対しては、質の高いサービスを提供することができるように、客観的な立場による評価事業を提供することにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。

２　前項の使命の達成にふさわしい第三者評価機関となるべく、常に必要な技術、知識の習得など日々研鑽するものとする。

（公正）

第３条　評価事業の実施にあたり、対象事業所または利用者等に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価事業を実施し、その信頼を保持しようとするものとする。

（人権の尊重）

第４条　評価事業を実施するにあたり、利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重する。

また、評価事業を実施するにあたり、手話等の補助者に対して支援を受ける場合には、当該補助者が利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

（窓口の設置）

第５条　評価事業に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、対象 事業所、利用者　及び　その家族等に周知する。

（評価契約の締結）

第６条 対象事業所との間に評価事業の公正・中立を害するような利害関係を生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、対象事業所と評価契約を締結しない。

（評価事業所との関係）

第７条　評価契約を締結している対象事業所との間において、評価の中立・公正を害するような一切の利害関係を生じないものとする。

（株）第三者評価　TEL・FAX　06-6195-6313　daisansha@gmail.com　http://daisansha.lolipop.jp/

（配慮義務）

第８条　評価事業の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、対象事業所に業務上の不必要な負担をかけたり、不利益をもたらすようなことはしない。

（紛争の防止）

第９条　対象事業所との信頼関係を保持し、紛争がないように努め、紛争が生じたときは兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）に速やかに報告するとともに、早期解決にあたるものとする。

（推進委員会との関係）

第 10 条　評価事業実施にあたっては、評価の公正・中立を害しない限り、推進委員会の指示を遵守するものとし、推進委員会が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。